

広島高速道路 特定土工構造物（法面）点検業務【特記仕様書】

（適用）

第1条 本特記仕様書は、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が委託する『広島高速道路 特定土工構造物（法面）点検業務（以下「業務」という。）』に適用する。

2 本業務の実施にあたっては、次に基づき実施しなければならない。

- ・ 設計業務等共通仕様書 令和元年9月 広島高速道路公社
- ・ 道路構造物の点検要領(案) 平成31年3月 広島高速道路公社
- ・ 道路土工構造物点検要領 平成30年6月 国土交通省 道路局
- ・ その他関連図書

（目的）

第2条 土工構造物の劣化や損傷等を原因とした道路利用者及び第三者被害の恐れがある事故の発生を防止するとともに、将来的にも安全かつ円滑な道路交通を維持するため、公社が管理する特定土工構造物を点検して構造物の変状や異常の有無を確認、構造物の健全性を診断し、点検結果を記録して、適切な構造物管理を行うための資料を収集することを目的とする。

（業務場所及び作業対象）

第3条 業務場所： 広島高速1号線及び高速4号線

作業対象： 別紙「点検対象法面 位置図」に示す全42箇所（切土25箇所、盛土17箇所）

（点検方法等）

第4条 点検方法： 公社点検要領に定める方法とする。

点検項目： 公社点検要領に定める項目とする。

損傷程度の判定： 公社点検要領で定める判定基準で、個別の損傷毎に判定を行うこと。

健全性の診断： 国の点検要領に準拠する。

点検結果の記録： 定期点検結果を基にして国の点検要領に定める点検調書を作成する。

点検調書は、様式1（その1）～様式1（その4）を基本とする。

様式1（その4）は、損傷等の状況が分かる写真を添付する資料であるが、損傷が確認されない場合も各点検項目の状況が分かるよう代表的な箇所の写真を添付すること。

点検箇所の抽出： 定期点検結果や地形図等の既存資料から、のり面の崩壊に影響を及ぼす可能性のある自然斜面等、追加調査が必要になる箇所の抽出を行うこと。

（履行期間・業務検査期間）

第5条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

なお、上記の履行期間には、業務検査期間（10日間）を含む。

（照査技術者）

第6条 契約約款第11条に基づく照査技術者を定めること。

(有資格者の配置)

第7条 次の資格を有する者を配置すること。

- ・ 管理技術者及び照査技術者には、技術士資格（総合管理部門 建設-土質及び基礎又は建設-道路、建設部門 土質及び基礎又は道路）、もしくは国土交通省登録資格のうち施設分野「道路土工構造物（土工）」、業務区分「点検」および「診断」に該当する資格を有する者を配置すること。
- ・ 担当技術者には、技術士資格（総合管理部門 建設-土質及び基礎又は建設-道路、建設部門 土質及び基礎又は道路）、もしくは国土交通省登録資格のうち担当する業務内容に必要となる資格を有する者を配置すること。
- ・ 担当技術者の補助を行う作業員には資格所有を求めない。
- ・ 点検作業の実施に伴い交通誘導員を配置する場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定に合格した警備員を1名以上配置すること。

(打合せ協議)

第8条 打合せ協議は、全3回（業務着手時、中間1回及び成果品納入時）を見込んでいる。
なお、業務着手時および成果品納入時には必ず管理技術者が立ち会うこと。

(資料の貸与)

第9条 本業務に必要となる資料（公社点検要領等）は、契約締結後、受注者に対して貸与する。

(業務の成果品)

第10条 本業務の成果品は以下のとおり。

- ・ 報告書（A4版製本） 2部
- ・ 電子データ（CD等の記録媒体） 2部

(その他)

第11条 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合や、契約図書等に定めのない事項については、速別途調査職員と協議し指示を受けること。

協議の結果、調査の内容や数量に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

- 2 点検作業時に緊急で対応が必要と判断される損傷等を発見した場合には、直ちに調査職員に報告すること。
- 3 本業務に関するすべての事項については、業務期間中も履行後においても、発注者の許可を得ずに無断で他に情報漏らしたり転用したりしてはならない。
- 4 本業務の実施にあたり、関係官庁その他への手続等が必要になる場合には、手続き用資料は受注者が作成すること。

以 上